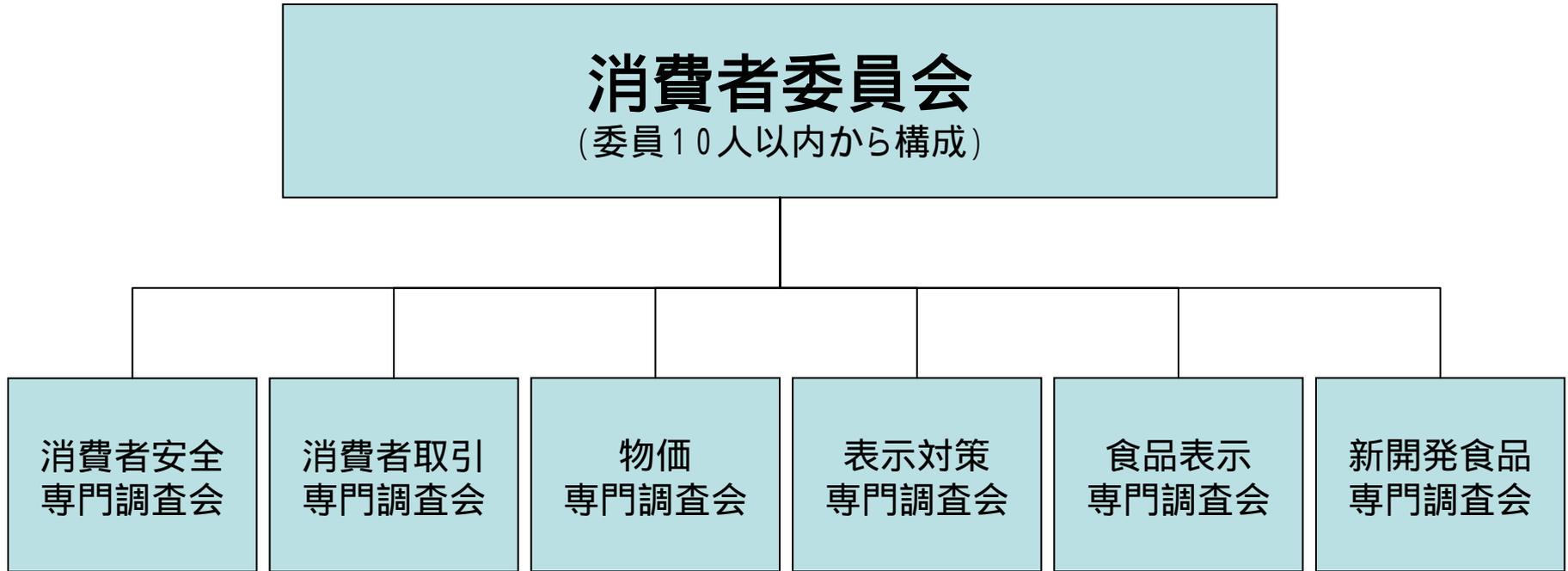


# 消費者委員会審議体制について(案)

資料3



専門調査会による委員会としての議決権 :なし

各専門調査会において扱う事項は別添1のとおり。

専門調査会に所属しない委員については、オブザーバーとして各専門調査会に参加することができる。

構成員:(案1)専門委員

(案2)専門委員、(臨時委員、委員)

座長 :(案1)専門委員

(案2)専門委員、(臨時委員、委員)

(注)総合企画関連の審議事項(別添2)については、消費者委員会の審議を先行的に行っていく中であらためて審議体制について検討を行うこととするが、地方消費者行政の支援については、消費者委員会で早急に議論の上、専門調査会を含めどのような体制で調査審議するか決定する。

(別添1) 各専門調査会の所掌(案)

消費者安全専門調査会	<ol style="list-style-type: none"><li>1 消費者安全法の規定により消費者委員会の権限に属させられた事項を処理すること。</li><li>2 政府が消費者安全法の重大事故等の範囲について検討する際に、意見を述べること。</li><li>3 家庭用品品質表示法の規定により消費者委員会の権限に属させられた事項を処理すること。</li></ol>
消費者取引専門調査会	<ol style="list-style-type: none"><li>1 特定商取引に関する法律の規定により消費者委員会の権限に属させられた事項を処理すること。</li><li>2 割賦販売法の規定により消費者委員会の権限に属させられた事項を処理すること。</li></ol>
物価専門調査会	<ol style="list-style-type: none"><li>1 消費者庁及び消費者委員会設置法に基づき、物価に関する基本的な政策に関する重要事項に関して、調査審議、建議すること。</li><li>2 国民生活安定緊急措置法の規定により消費者委員会の権限に属させられた事項を処理すること。</li></ol>
表示対策専門調査会	<ol style="list-style-type: none"><li>1 消費者庁及び消費者委員会設置法に基づき、景品類・表示の適正化による商品及び役務の消費者による自主的かつ合理的な選択の確保に関する重要事項に関して、調査審議、建議すること。</li><li>2 不当景品類及び不当表示防止法の規定により消費者委員会の権限に属させられた事項を処理すること。</li><li>3 住宅の品質確保の促進等に関する法律の規定により消費者委員会の権限に属させられた事項を処理すること。</li></ol>
食品表示専門調査会	<ol style="list-style-type: none"><li>1 食品衛生法の規定により消費者委員会の権限に属させられた事項を処理すること。</li><li>2 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の規定により消費者委員会の権限に属させられた事項を処理すること。</li></ol>
新開発食品専門調査会	販売に供する食品につき、特別の用途に適する旨の表示をしようとする者が内閣総理大臣の許可を受けの際に、調査審議すること。

(別添2) 総合企画関連についての審議事項(案)

総合企画関連	<ol style="list-style-type: none"><li>1 消費者の利益の擁護及び増進に関する基本的な政策等につき調査審議、建議すること。</li><li>2 消費者政策会議(閣僚級の会議)が消費者基本計画の案を作成しようとするとき等に意見を述べること。</li><li>3 消費者安全の確保に関する基本的な方針の作成の際に、意見を述べること。</li><li>4 食品安全基本法の基本的事項の案の作成の際、意見を述べること。</li><li>5 個人情報 の適正な取扱いの確保に関する重要事項につき調査審議、建議し、個人情報の保護に関する基本方針につき意見を述べること。</li><li>6 公益通報者の保護に関する調査審議、建議すること。</li><li>7 地方消費者行政の在り方に関する検討を行うこと。</li><li>8 政府による以下の事項の検討に際し、審議を行い、意見を述べること。<ul style="list-style-type: none"><li>・ 消費者委員会の委員の2年以内の常勤化</li><li>・ 消費者関連法律についての消費者庁の関与のあり方の見直し、消費者行政に係る体制の整備(国民生活センターを含む)(施行後3年以内)</li><li>・ 地方公共団体の消費者政策の実施に対する国の支援の在り方(施行後3年以内)</li><li>・ 適格消費者団体に対する支援の在り方(施行後3年以内)</li><li>・ 不当な収益の剥奪及び被害者救済制度(施行後3年を目途)</li></ul></li><li>9 国生審の検討の継承事項<ul style="list-style-type: none"><li>・ 消費者契約法の見直しに関する検討等</li></ul></li></ol>
--------	---